

特記仕様書

- 1 件名
高速インクジェット複合機賃貸借(長期継続契約)
- 2 品名の名称及び数量
①高速インクジェット複合機（認証機能付き） 1 台
②高速インクジェット複合機（FAX、中綴じフィニッシャー付き） 1 台
- 3 借入場所
上尾市大字平塚724番地 上尾市総合福祉センター
- 4 納入場所及び納入期限
納入場所は上尾市総合福祉センター1階事務室及び印刷室とし、納入期限は令和7年12月31日とする。納入にあたっては発注者と協議を行い、納入日を決
定する。
また、納入期限までに納入・検品・設定等についての業務を終了すること。
- 5 支払条件
初期導入費用及び初期消耗品費を合算し、賃貸借（リース）による5年間の月額払い
とする。
なお、端数が発生した場合には、初回の支払月に合わせて支払う。
初期導入費用とは、機械本体・設置費・機器設定費（ネットワーク接続設定・オプシ
ョン機器の初期設定等含む）等、導入時にかかる全費用の合算を指す。
初期消耗品費とは、インクカートリッジなど、機械の初期動作確認に不可欠な消耗品
を指す。機械本体に付属しない場合は、最低限必要な数量を見積もること。ただし、印
刷用紙・LANケーブル等、当会にて用意すべき消耗品については、この限りではない。
- 6 契約の形態
受注者・受注者推薦のリース会社・上尾市社会福祉協議会の三者間契約、または受注
者がリース会社を兼ねる場合は上尾市社会福祉協議会との二者間契約とする。
- 7 期間満了後の物件の取扱い
業者引取り
- 8 調達物品の規格等
調達物品は、次に掲げる性能、機能及び条件等を満たすものとする。

①②共通

規格	仕様
寸法(印刷時) *オプションを含まない	W1,426×D757×H1,626(mm)以下
印刷方式	ラインインクジェット
カラー対応	フルカラー対応 4色以上
入出力用紙サイズ	用紙カセット：A5～A3 手差しトレイ：（1）はがき～A3 （2）封筒
入出力解像度	600dpi × 600dpi 以上

給紙機能・総容量	給紙トレイ 2 以上 1 トレイあたり普通紙 500 枚以上搭載 手差し 1 以上 A 3 対応
連続印刷速度 ※カラーA4横（片面）	1 0 0 枚/分以上
スキャナー	カラー・モノクロ両対応 ファイル形式：JPEG、TIFF、PDF 対応プロトコル：TCP/IP(SMB、FTP) 以上 スキャナー専用架台に設置のこと
インターフェイス	1000BASE-T 1 ポート以上 USBメモリ接続用 1 ポート以上
電源	A C 1 0 0 V
環境性能等	グリーン購入法(国等による環境物品の調達の推進等に関する法律)の基準に適合していること。
対応OS	Windows11以降対応
自動紙送り装置	原稿の収容可能枚数：100枚以上
想定印刷枚数	カ ラ ー：15,000枚/月 モノクロ：20,000枚/月
その他	製品は新品を調達すること。 納品物品の搬入設置および保守点検の専門技術を有する技術者の派遣が可能であること。

①のみ

規格	仕様
認証機能	ICカードを使ったユーザー認証による印刷

②のみ

規格	仕様
F A X	送受信原稿サイズ A3～A5
フィニッシャー	ステープル機能：100 枚以上対応 留め位置：角 1 か所および中央 2 か所対応 紙折り機能：二つ折り・中綴じ小冊子作成対応

9 納品機器の保守

(1) 保守はキットプランとする。

(2) 保守内容条件

ア 定期交換部品を保守に含むこと。

イ 保守サービス拠点が上尾市内もしくは埼玉県内にあり、迅速な修理対応ができること。

ウ 保守契約締結期間中は、修理を円滑に行えるよう、部品供給体制を維持すること。

エ 保守の費用は消耗品（インク）の購入に含まれていること。

(3) 保守期間

本体のリース契約期間中並びに延長する場合にも保守契約が可能であること。

1 0 初期不良・導入瑕疵対応

初期対応期間は導入後 1 か月以内とする。当該期間中に重度の故障が発生した機器は、修理ではなく機器交換にて対処すること。

また、当該期間中に据付や機器設定に不備が発覚した場合は、無償にて対応を行うこと。

1 1 機器の搬入及び設置

(1) 納入に伴う全ての必要事項は、発注者の指示に従い実施すること。

(2) 搬入設置作業に伴い発生した廃棄物は、受注者が持ち帰り適切に処分すること。

1 2 機器の設定

(1) 複合機の各種初期設定（ネットワーク設定・色設定等）

(2) スキャナー宛先設定

(3) Active Directory 連携・IC カード利用設定

(4) カスタムプリンタードライバー作成

※当会PC数台を用いた印字確認を実施すること。

1 3 その他

(1) 運用に必要なマニュアル及び資料等を 1 部提供すること。

(2) 機器の導入時には、操作説明を行うこと。

(3) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者と協議の上、必要事項を決定すること。